

平成 13 年 3 月 26 日制定

平成 27 年 1 月 27 日改正

平成 27 年 4 月 1 日適用

死産事故に係る免責取扱要領

本組合の組合員が、通常すべき損害防止義務を怠った場合及び組合から損害防止のために必要な処置を指導されたときにその指導に従わなかった場合に発生した死産事故の免責基準・取扱をこの要領に定める。(規程第 11 条、12 条、64 条、69 条)

1. 損害防止の義務違反に係る免責

通常すべき損害防止義務を怠った場合に発生した死産事故については、次の基準に従い免責とする。

免 責 基 準	対象事故	免責割合
放牧地において逃走防止の処置を施していなかった場合。	4号廃用	20%
飼養管理上の重大な過失と判断された場合。	全事故	20%
通常すべき分娩管理を怠った場合 ア. 分娩監視失宜 胎児、出生子牛がバンスクレーパー等に巻き込まれ、死亡して発見された イ. 事故発見および通知の遅延 死亡後、長時間放置され、娩出された時期が特定できない ウ. 分娩予定管理失宜 授精後 300 日を超える長期在胎を放置し、獣医師に確認を依頼していない	胎児、出生子牛の死産事故	20%
通常すべき看護を行わずに放置した場合。	全事故	20%
経過中に症状が悪化したにもかかわらず、診療依頼(求診)が遅れた場合。	全事故	20%
停電によるウィンドレス豚舎の換気システム停止に起因する事故で、以下に該当する場合。 ア. 停電を警報する設備がない イ. 停電に対応できる自家発電機等の設備がない なお、アおよびイについては、設備の適正な保守管理が行われていない場合を含む。また、「自家発電機等」には、緊急時発電装置のリース契約および停電時自動入気装置を含む。	全事故	20%

2. 損害防止の指導違反に係る免責

次の場合において遅滞なくその旨を組合に通知し、損害防止のために必要な指導を受けなかった場合およびその指導に従わなかった場合に発生した死産事故については、基準に従い免責とする。

免責基準	対象事故	免責割合
(1) 疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたときで「極度の削瘦、敗血症状、褥創を伴う起立困難・不能、四肢関節の腫脹」等の症状から組合への通知が遅延したと判断された場合。	全事故	20%
(2) 死産事故で、行方不明が明らかとなった日から、次の日数を経過して組合へ通知した場合。 8日～14日 15日～30日 31日～60日 61日以上	全事故	20% 50% 80% 100%
(3) 能力向上等の目的で遺伝子病の遺伝子を保有していることが判明している種雄牛を使用し、生産された子牛が遺伝子病で死産事故に陥った場合。	遺伝子病	100%

3. 出走中でない競馬場内での事故に係る免責

免責基準	対象事故	免責割合
出走させるために必要な行為（練習・繋留等）を行うことを目的として、公設の競馬場敷地内で車両から完全に降ろした時点から再び車両に載せる時点までの間に事故が発生した場合。	全事故	100%

4. 草競馬、草ばん馬、エンデュランス馬術競技の出走中に発生した事故に係る免責

免責基準	対象事故	免責割合
出走中に事故が発生した場合。	全事故	100%

5. 野焼きが原因となった火災事故に係る免責

免責基準	対象事故	免責割合
(1) 法律等に違反して実施した野焼きに起因した火災の場合 (2) 法律等の特例規定の範囲で行った野焼きにおいて、 ① 気象警報・注意報発令時に実施して延焼した場合。 ② 延焼防止の措置を行っていなかった場合 ※ 気象警報・注意報は、風に関する警報・注意報、乾燥に関する注意報を示す。また、延焼防止の措置は、消火用水など消火に必要な措置を示す。	全事故	100%

6. 免責適用に係る取扱

- (1) 次のすべての事項に該当したとき免責を適用する。ただし、行方不明、遺伝子病、種豚・肉豚の換気システム停止に起因する事故、競馬場内で発生した事故および草競馬等の出走中に発生した事故、野焼きが原因となった火災事故に適用する免責基準については、あらかじめ組合員に周知し、該当した場合は即適用する。ま

た、競馬場内で発生した病傷事故については上記 3 を、草競馬、草ばん馬、エンデュランス馬術競技の出走中に発生した病傷事故については上記 4 を、野焼きが原因となった火災に伴う病傷事故については上記 5 を適用する。

ア. 組合として改善指導を行ったにもかかわらず免責基準に該当する違反があった場合。

イ. 組合の損害防止指導書（様式①）の発行が行われた以後の事故。

ウ. 死産事故に陥った原因が、遺伝子病と確定診断されたもの。確定診断は、臨床症状や検案結果によるだけでなく、DNA検査を行うこととする。ただし、遺伝性疾患については別表の病名とする。

- (2) 免責を適用する場合、診療所等内で協議のうえ免責適用伺（様式②）を作成し、家畜部長の検証を経た後、組合長決裁を受け組合員に死産事故免責通知書（様式③）にて通知する。
- (3) 免責基準の区分単位で免責割合を適用する。
- (4) 違反事項が複数の免責基準の区分にわたる場合は、その免責基準を加算することとする。ただし、100%を限度とする。
- (5) 違反内容が基準の免責割合では適当でないと判断された場合は、理事会に諮り見直し適用する。
- (6) 本要領に定めのない違反の免責については、都度理事会に諮り適用する。
- (7) 「直営家畜診療所以外の診療機関受診に係る手続・取扱要領」4 の 3) の免責についても適用する。

別 表

遺 伝 性 疾 患	黒毛和種
	牛バンド3欠損症（B3）
	牛第13因子欠損症（F13）
	牛クロードイン16欠損症（CL16）
	牛チェデアックヒガシ症候群（CHS）
	牛モリブデン補酵素欠損症（MC SU）
	眼球形成異常症（MOD）
	IARS異常症
	ホルスタイン種
	牛複合脊椎形成不全症（CVM）
	牛白血球粘着不全症（BLAD）
	ブラキスパイナ（BY）